

## 第5章 その他活動指標



### (1) 発達障がい者等に対する支援

#### 〈活動指標の解説〉

○国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

#### ◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人/年	16	11	4	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数	人/年	3	3	3	3	3	3
ペアレントメンターの人数	人/年	4	4	4	4	4	4
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	3	1	0	2	2	2

※令和5年は9月30日現在

#### ◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者・実施数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数及び実施者数の見込みを定める。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定める。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定める。

## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 〈活動指標の解説〉

- 精神障がいのある人の地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 上記のシステムの構築にあたり、保健、医療・福祉関係者が、地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置及び適切な運営が重要であるとされています。また、障がいのある人を支えるサービスについて、状況に応じて適切に提供できるよう見込を定めることも求められています。

### ①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催

#### 〈保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数〉

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
開催回数	回／年	2	4	1	4	4	4

※令和5年は9月30日現在

#### 〈保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数〉

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
保健関係参加者数	人／年	15	36	9	36	36	36
医療(精神科)関係参加者数	人／年	10	16	4	16	16	16
医療(精神科以外)関係参加者数	人／年	3	7	0	7	7	7
福祉関係参加者数	人／年	8	33	8	31	31	31
その他関係者参加者数	人／年	0	0	0	6	6	6
うち介護	人／年	0	0	0	0	0	0
うち当事者	人／年	0	0	0	6	6	6
うち家族	人／年	0	0	0	0	0	0

※令和5年は9月30日現在

＜保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数＞

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年は9月30日現在

◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
協議の場の開催回数	各市町村（または圏域）の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の年間の開催回数の見込を定める。
関係者ごとの参加者数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込を定める。
協議の場における目標設定及び実施回数	市町村（または圏域）ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込を定める。

②精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

◆精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供（年間）

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域移行支援	人/年	1	0	0	1	1	1
うち精神	人/年	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/年	2	3	2	2	2	2
うち精神	人/年	1	0	2	2	2	2
共同生活援助	人/年	42	56	63	65	70	75
うち精神	人/年	9	10	13	11	12	13
自立生活援助	人/年	1	1	0	1	1	1
うち精神	人/年	1	1	0	1	1	1

※令和5年は9月30日現在

### (3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

#### 〈活動指標の解説〉

○国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化を目的として、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者の質の向上に寄与できる体制の構築が重要とされています。

#### ◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	57	133	102	120	130	140
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	6	6	3	6	6	6
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	6	6	3	6	6	6

※令和5年は9月30日現在

#### ◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
訪問等による専門的な指導・助言件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込を設定する。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込を設定する。
相談機関との連携強化の取組の実施回数	障がいの種別や各種のニーズに対応できるよう、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込を設定する。

## (4)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

### 〈活動指標の解説〉

○障害者総合支援法の理念に基づき、利用者に適切な障がい福祉サービス等を提供できるよう、行政職員が障害者総合支援法の具体的内容を正確に理解するとともに、各種サービスの利用状況を把握し、障がいのある人等に対して適切にサービスが提供されているかを検証し、その結果を関係者間で共有することが重要であるとされています。

### ◆実績と見込み

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（推計）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	3	4	10	12	12	12
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回/年	0	0	0	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年は9月30日現在

### ◆活動指標の解説

活動指標	指標の解説
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への参加人数の見込を定める。初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業者向けの研修の聴講等が想定される。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込を定める。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込を設定する。